

4.4 船荷証券の電子化に関する法務省研究会への対応

船荷証券の電子化は前回の商法(運送・海商関係)改正(2019年4月施行)に係る議論の際に新たな法規律を設ける必要がない旨結論付けられたため現行法には盛り込まれていない。その後2020年に発足した菅政権がデジタル化推進を重点施策とするなか、日本経済団体連合会(経団連)は「改訂 Society5.0の実現に向けた規制・制度改革に関する提言」を取りまとめ、河野内閣府特命担当大臣(規制改革)に提出した。同提言には紙媒体が前提の商法等を概要以下の観点から改正し、船荷証券の電子化を促進すべき旨が盛り込まれている。

- ・紙媒体による管理コストや社内システム再入力等に労力および時間を要する。特にコロナ禍では紙媒体がテレワーク拡大の妨げとなり、情報のシステム入力作業が遅れ、港湾における貨物の滞留の一因となっている。
- ・商法は紙媒体の船荷証券が前提。そのため電子船荷証券では有価証券としての法的裏付け(物権的効力)がなく、貨物の引き渡しについて第三者に対抗できない。

こうした動きを受け、内閣府は船荷証券の電子化をテーマとした規制改革推進会議・投資等ワーキンググループ(第7回会合)を2021年1月19日に開催。席上、河野大臣から所管省庁(法務省)に対し、必要な法整備を早急に検討するよう強い要請があった。そのため、法務省は関係者・有識者による「商事法の電子化に関する研究会(座長:東京大学藤田教授)」設置を決定し、2021年度内に一定の結論を得るべく2021年4月から法改正に向けた検討を開始した(事務局:商事法務研究会)。当協会も法務省の要請を踏まえ、顧問弁護士事務所(弁護士法人阿部・阪田法律事務所)の池山明義弁護士(前回商法改正時も当協会を代表して法制審議会関係部会に参画)を委員に推薦するとともに、法技術的な観点からの検討に備え、会員各社の顧問弁護士にも協力を要請し、検討をバックアップした。

同研究会は2021年4月14日より概ね毎月1回、全10回開催され、電磁的船荷証券記録(仮称)の定義や現在の船荷証券および規約型の電子船荷証券(Bolero等)における利用状況調査、立法措置のあり方や諸外国事例の確認等が行われ、当協会も池山委員より主に実務家の観点から積極的に意見発信を行った。その結果、2022年4月に本研究会の議論を取りまとめた報告書が完成した。

また2022年2月14日には法制審議会総会が開催され、法務大臣の諮問事項(商法の船荷証券に関する規定等の見直しを行う必要性について要綱を示すべき)を踏まえた結果、同総会は新たに商法(船荷証券等関係)部会を設置し、諮問事項を同部会に付託・審議させ、再度報告内容を審議することとなった。

従い2022年4月以降も引き続き同部会で検討が行われるため、当協会も2022年3月2日に法務保険幹事会を開催し、これまで積極的に関与頂いた池山弁護士を同部会の委員に推薦、各社(含:顧問弁護士)および当協会事務局がバックアップする体制を維持することが

了承された。また、法制審議会終了後も商法をはじめとした各種法律・省令等の改正が終了するまで池山弁護士を中心に対応を続けることが確認された。

なお、これまで「商事法の電子化に関する研究会」において議論および扱われた主な論点ならびに結果概要等は以下の通り。

(1) 国際海上運送に関する実情調査

紙の船荷証券、海上運送状および電子船荷証券に関する利用状況調査を船会社およびフォワーダーに対して実施し、船会社は紙の船荷証券を最も利用したと回答。また約25%の船会社は過去1年間に電子船荷証券を利用したと回答した一方で、利用を避ける船会社は法整備の欠如等を理由に挙げた。

(2) 準拠法および国際条約との関係

準拠法との関係では、船荷証券の電子化に関する法改正を行っても日本法が確実に準拠されるか定かではない。また、現在日本が批准している国際条約との関係では、例えば手形法の内容は「為替手形および約束手形に関し統一法を制定する条約(ジュネーブ統一手形法条約)」の翻訳とする必要があり、独自の制度を採用することはできないと解されているが「1968年2月23日の議定書によって改正された1924年8月25日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書(ヘーグ・ヴィスビー・ルール)」は国内法制化にあたり条約を翻訳する必要等はなく、条約上船荷証券の電子化が否定される訳ではない。

(3) 国際動向および外国法の調査

「全部又は一部が海上運送による国際物品運送契約に関する国際連合条約(ロッテルダム・ルールズ)」および国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)の「電子的移転可能記録モデル法(MLETR)」について、前者は未発効であり、後者は国際的にMLETR準拠の法整備が徐々に進んでいる。また、諸外国(シンガポール、英国、米国、韓国)の電子船荷証券に関する立法措置に関する調査を実施。

(4) 具体的な制度設計の検討

① 法改正の必要性および留意事項

現行の日本法では電子船荷証券が第三者に対する物権的効力を有さないため、法改正を通じ物権的効力が付与される事例が増える可能性があるが、紛争時の準拠法が外国法の場合、必ずしも本問題が解決されるわけではない。

一方、国際的な調和の観点から、電子船荷証券に係る技術的要件等に関し日本独自の規律を設けないよう留意が必要。

② 電磁的船荷証券記録の類型

講学上、紙の船荷証券は民法の有価証券に関する規定(第520条2項~20項)に従い

- ①指図証券型、②記名式所持人払証券型、③その他の記名証券型(裏書禁止型)、
- ④無記名証券型の4類型に分類される。上記を踏まえ電磁的船荷証券記録の類型は以下

3 パターンを候補に検討を進めたが、法制審議会で更なる検討を行うこととした。

【A 案】指図証券型を規律せず裏書禁止型とそれ以外の 2 類型のみとする考え

【B 案】上記の 4 類型をそのまま維持する考え

【C 案】記名式所持人払証券型と無記名証券型を規律せず指図証券型と裏書禁止型の 2 類型のみとする考え

③ 電磁的船荷証券記録の発行等に関する規律

- ・電磁的船荷証券記録の電子化は義務付けず、運送人は荷送人または用船者の承諾を得た上で(荷受人は不要)、紙の船荷証券に代えて電磁的船荷証券記録を「発行できる」との規定振りとした。
- ・電磁的船荷証券記録の必要的記載事項から作成部数(数通(商法第 758 条 1 項第 11 号))および作成地(同第 12 号)を除外すべきか引き続き検討することとした。また、紙の船荷証券同様、電磁的船荷証券記録も追加記録に関し特段規律を設けず、記載事項に何らかの法的効力を生じさせる場合は個別に規律を設けることとした。

④ 電磁的船荷証券記録の技術的要件等

- ・今後の技術発展等を鑑み電磁的船荷証券記録の定義は条文上最低限の記載に留め、詳細は省令に委ねることで今後議論を進めることとした。
- ・認証機関については、使い勝手の悪い制度とならないよう国の認証制度は不要と結論付けた。
- ・電磁的船荷証券記録自体は民法上の「物」に該当しないことから占有を観念することはできないが、排他的に支配する状態を観念する必要があるため、新たな概念として「電磁的船荷証券記録の支配」を創設することとしており、どのように定義付けるかは検討継続とした。

⑤ 電磁的船荷証券記録と紙の船荷証券の転換

紙の船荷証券から電磁的船荷証券記録への転換は、紙の船荷証券を交付した者が当該船荷証券所持人の同意を得た上で、電磁的船荷証券記録に転換可能とした。一方、電磁的船荷証券記録から紙の船荷証券への転換は当該電磁的船荷証券記録の所持人に転換請求権を認めるか否かで意見が分かれたため、検討継続とした。

⑥ 電磁的船荷証券記録の効力に関する規律のあり方

わが国の法体系に影響を及ぼす等の理由から電磁的船荷証券記録は「船荷証券」、「物」および「有価証券」には当たらず、「電磁的船荷証券記録の支配」という新たな概念を創設することと整理した上で以下両案を検討したが、検討継続とした。

- 【甲案】電磁的船荷証券記録に紙の船荷証券と同一の効力を認めるとする
などして、紙の船荷証券と同等の効力を認める方向で検討する考え。
- 【乙案】電磁的船荷証券記録の支配の移転を運送品の引渡しに係る債権の譲
渡の効力要件及び対抗要件とするなどして、紙の船荷証券が発行
されている場合と同等の法律関係を形成する方向で検討する考え。

⑦ その他の個別論点

上記の他に強制執行、複数通発行、留置権および質権、喪失の手續等について議論が行われた結果、複数通発行は認めず、喪失の手續については電磁的船荷証券記録のシステム会社との間で解決すべき(民間に委ねる)との結論に至り、その他の論点は検討継続とした。